「ひょうご1.5℃ライフスタイル」出前教室業務　企画提案コンペ募集要項

１　趣旨

兵庫県では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、県民が家庭や日常生活の中で取り組める「脱炭素型」ライフスタイル（「ひょうご1.5℃ライフスタイル」※）の推進に向けて、エコアクションの普及促進や環境学習、食品ロス削減に向けた「フードドライブ」などを展開している。

そこで、次代を担う子どもたちが、“地球にやさしい生活”や“食べ物の大切さ”への理解を深め、環境問題を自分事として考える契機となるよう、小学生を対象とした出前教室を実施することとしており、その業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

※1.5℃：これ以上の地球温暖化を食い止めるには、産業革命以前（1850年）と比べて、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える必要があるという国際協定（パリ協定）で定められた世界共通の数値目標

２　募集の概要

(1)　業務内容

別添仕様書のとおり

(2)　業務期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

(3)　委託金額（上限）

1,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4)　スケジュール（予定）

時　期	内　容
令和８年３月12日（木）	募集要項の公表及び質問受付開始
令和８年３月25日（水）	質問受付締切（質問回答：令和８年３月31日（火））
令和８年４月３日（金）	**募集締切**
令和８年４月中旬	審査会の実施
審査会実施後１週間以内	審査結果の通知
令和８年４月下旬	契約締結、業務開始

３　応募資格

(1)　企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア　法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
イ　提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
ウ　業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
エ　業務内容について守秘義務を遵守できること。

(2)　次のいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
イ　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
エ　県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
オ　宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
カ　暴力団又は暴力団若しくは暴力団員又はこれに準ずる団体等の統制の下にある者

４　募集要項の内容に関する質問及び回答

(1)　質問受付期間

令和８年３月12日（木）から同年３月25日（水）まで

(2)　質問の提出方法

「質問書」（様式第５号）により、電子メールにて事務局に提出

Ｅ-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp

(3) **留意事項**

件名に「ひょうご1.5℃ライフスタイル出前教室業務企画提案コンペに関する質問」と記載すること。電話による質問受付は行わない。

(4) **質問に対する回答**

令和８年３月31日（火）（予定）までに、質問者に電子メールにより回答する。

なお、公平性の観点から、広く一般に周知することが適当と認められる内容が含まれる場合には、当該質問及び回答を県ホームページ上で公表することがある。

５ **応募方法**

(1) **募集期間**

令和８年３月12日（木）から同年４月３日（金）午後５時まで

(2) **募集要項の配布及び応募図書の提出**

ア 配布方法

県ホームページからのダウンロードまたは事務局（兵庫県環境部環境政策課）における配布とする。事務局における配布は９時から17時まで（12時から13時を除く）とし、土・日・祝日は除く。

イ 提出方法

メール、持参、郵送のいずれかによる。

メールによる場合は、件名に「ひょうご1.5℃ライフスタイル出前教室業務に関する応募」と記載した上、事務局あて送信し、県による受信を必ず電話で確認すること。

持参による場合は、事務局での受付は９時から17時まで（12時から13時を除く）とする（土・日・祝日は除く）。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局あて必着で提出すること。

(3) **提出書類**

ア 応募申請書（様式第１号）

イ 応募者概要（様式第２号）

ウ 企画提案書（様式第３号）

但し、様式第３号で指示した内容を記載している場合は、任意様式での提案も可とする。

エ 経費積算見積書（様式第４号）

オ 添付書類

(ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類

但し、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない法人については、商業登記簿謄本、損益計算書、貸借対照表（前年度（直前決算期）の決算書類（１箇年分））を併せて提出すること。

また、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない個人事業主にあっては、身分証明書（禁治産者、準禁治産者、及び破産者でないことの証明書）、登記されていないことの証明書（成年被後見人、被補佐人、被補助人でないことの証明書）を提出すること。

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税または地方消費税に滞納がないことを証する書類

a 消費税または地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その３の２」若しくは「その３の３」）

b 全ての兵庫県税に滞納のない証明 県税所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書(3)」）

なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績の無い場合は、別添様式の誓約書を提出すること。

※会社概要等を除き、いずれも提出の日において発行から３か月以内のもの。コピー可。

(4) **費用負担**

提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) **提出書類の取扱い等**

ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

イ 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

ウ この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

エ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

６ 審査

⑴ 審査の方法

審査委員会を設置し、⑵の審査基準に基づく書面審査の上、業務を委託する者（以下、「選定業務者」という。）を選定する。

なお、必要に応じ、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

⑵ 審査基準

提案内容は、以下の項目について審査する。

審査項目	審査基準	配点
企画構成	・業務の趣旨や目的を理解した提案となっているか ・確実に実施できる、適切で優れた企画構成となっているか ・実施内容や実施手法が具体に提案されているか　等	30
創意工夫	・子どもの興味や関心を引き、理解が深まるようなアイデアや創意工夫を盛り込んだ提案がなされているか　等	30
費用面	・業務内容に見合った経費になっているか	20
遂行能力	・実施体制は妥当であるか ・業務を実施するに当たってのノウハウ、実績を有しているか	20
合　計		100

⑶ 選定結果の連絡

選定結果は、応募者全員にメール等により通知する。

７ 採択の取消し

提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

８ 留意事項

⑴ 業務内容の協議・調整

ア　業務実施に当たり、県と選定業務者の協議により、実施方法その他具体的事項について、企画提案書に記載の内容から調整・変更する場合がある。

イ　選定業務者の提案額は、契約締結に当たっての上限となる額であり、契約金額は本コンペ実施後に別途締結する委託契約書によるものとする。

⑵ 契約違反

選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

９　その他

本業務は令和８年度予算の成立が前提となるため、兵庫県議会において当該予算が提案どおり成立しない場合は、業務内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び業務の実施を中止または廃止する場合がある。

10　事務局

兵庫県環境部環境政策課政策班　中安、田中
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1（１号館２階）
TEL：078-362-3156
Ｅ-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp